

一般社団法人日本卸電力取引所 理事会規程

(目的)

第1条 理事会に関する事項は、法令又は定款に定めがある場合のほか、本規程の定めによる。

(構成)

第2条 理事会は、理事全員をもって構成する。

- 2 理事会は、代表理事から理事長を1名選任することができる。理事長は本法人を代表し、法人の業務を統括する。
- 3 理事長に事故あるとき、又は理事長を欠いているときは、他の代表理事、又はあらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれを代務する。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の種類)

第3条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は毎月1回開催し、臨時理事会は必要に応じて開催する。

(理事会の招集)

第4条 理事会は、理事の要請により、理事長が召集する。

- 2 理事会を招集するには、会日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時場所及び会議の目的たる事項を記載した通知書を発しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議事)

第5条 理事会の議長は、理事長がこれを行う。

- 2 議長は、会議の開催が困難と認めるとき、又は書面による審議が適当と認めるときは、会議に代え、理事に対し、期限を指定し、書面による議決を求めることができる。この場合の議決は、第6条にかかわらず、当該議決に加わることができる理事全員の賛成ならびに監事全員の同意をもって決する。

(議決)

第6条 理事会の開催には、理事総数の過半数の理事の出席を必要とする。理事会承認は、出席理事数の過半数の賛成をもって決する。

- 2 理事は代理人によって、その議決権を行使することができない。
- 3 理事会承認事項につき、特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することができない。
- 4 前項の規定に依り議決に参加しない理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 5 理事会は、必要に応じ議事に関する参考人又は担当者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の決議事項)

第7条 理事会の決議事項は、法令及び定款に定める事項のほか、以下のとおりとする。

- (1) 本規程を含む各種規則の制定又は改廃
- (2) 社員総会に提出する議事又は議案

- a. 定款の変更
 - b. 基金の増加
 - c. 基金の返還
 - d. 取引所法人の合併, 分割, 解散
 - e. 理事・監事の選任又は解任
 - f. 理事・監事の報酬に関する事項
 - g. 理事・監事の責任の免除・軽減に関する事項
 - h. 理事・監事の競業取引, 利益相反取引の承認
 - i. その他理事会が必要と認めた事項
- (3) 毎年の事業計画及び年度予算
- (4) 計算書類及び附属明細書
- (5) 年会費の額
- (6) 重要な組織の設置, 変更及び廃止
- (7) 重要な使用人の選任又は解任
- (8) 重要な財産の処分又は譲渡
- (9) 多額の借財
- (10) 重要な財産の取得, 賃貸借
- (11) 重要な契約の締結, 変更, 又は解除
- (12) 債務保証
- (13) 重要な労働条件の設定・改廃
- (14) 本規程に定める事項またはその他の規程における以下の事項(a,b,c,f,g,h,i,j)において緊急の必要性がある場合は,理事長または理事長不在の場合は理事長代行者が臨時の処置を行うことができる。この場合において理事長または理事長代行者は,遅滞なく,理事会にその処置について報告しなければならない。)
- a. 取引の停止または休止等に係る臨時の措置(休業,取引システムの停止等,及びスポット取引の実施日の変更を含む)
 - b. 禁止行為の決定
 - c. 入札の制限
 - d. 手数料の決定(スポット取引,時間前取引及び市場間約定代金差額に係るもの)
 - e. 昼間型の受渡期間における除外日の決定
 - f. 商品毎の取引期間の変更
 - g. 特に必要があると認められる事項のウェブサイトへの掲示及びその期間
 - h. 天災地変等の場合の特別措置
 - i. 規程に定めのない事項における臨機の措置
 - j. 期間を定めての預託金額の変更
 - k. 規程に定めがない場合の取引会員適格及び欠格事由の認定

- l. 加入希望者に対する規程に定めのない書類提出の要請
- m. 取引会員の年会費の額及び納入期日の決定
- n. 規程に定めがない事項についての取引会員に対する届け出または報告の要請
- o. 脱退した取引会員に対する債務額が未定の場合の払戻金または交付金の留保
- p. その他理事会が必要と認めた事項

(15) 前各号のほか、本法人の業務執行にあたり必要な事項

2 理事長は、次の各項を理事会に報告する。

- (1) 理事会決議事項の執行経過及びその結果
- (2) 業務執行状況
- (3) その他業務に関する重要な事項

(理事会の議事録)

第8条 理事会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長並びに出席した理事及び監事が記名押印する。

- 2 前項の議事録は、これを本法人の事務局に保管し、理事会が特に必要があると認める場合のほか、第三者に対して公開しない。
- 3 第5条第2項の規定による書面決議の場合は、その書面をもって第1項の議事録に替えるものとする。

(その他)

第9条 理事会の運営について、法令、定款又は本規程に定めのない事項については、理事会にて決する。

制定施行 平成 15 年 11 月 10 日

改正施行 平成 16 年 7 月 20 日

改正施行 平成 16 年 12 月 15 日

改正施行 平成 21 年 7 月 10 日

改正施行 平成 24 年 6 月 18 日

改正施行 平成 28 年 2 月 18 日